

第2号様式（第4条関係）

北教大○第 号
令和 年 月 日

不動産貸付許可書

使用者住所
氏名

殿

許可者
(補助執行者) 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった本学管理の不動産を使用することについては、国立大学法人北海道教育大学不動産管理規則第13条の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

記

(貸付許可物件)

第1条 貸付を許可する物件は、次のとおりである。

所在
区分
数量
貸付部分 別図のとおり

(指定する用途)

第2条 貸付を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

(貸付許可期間)

第3条 貸付を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、貸付許可の更新を受けようとするときは、貸付を許可された期間の満了2ヶ月前までに、所定の様式により（補助執行者）に申請しなければならない。

(貸付料及び延滞金)

第4条 貸付料は、 円とし、本学の指定する方法により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(貸付料の改定)

第5条 （補助執行者）は、経済情勢の変動、本学不動産管理規則の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、貸付料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 貸付を許可した物件は、本学不動産管理規則第13条に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、貸付を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、貸付を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 貸付を許可された者は、貸付を許可された期間中、貸付を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 貸付を許可された者は、貸付を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 貸付を許可された者は、貸付を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって(補助執行者)の承認を受けなければならない。

(貸付許可の取消又は変更)

第8条 (補助執行者)は、次の各号の1に該当するときは、貸付許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 貸付を許可された者が許可条件に違反したとき。
- (2) 本学において貸付を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 (補助執行者)が貸付許可を取消したとき、又は貸付を許可した期間が満了したときは、貸付を許可された者は、自己の負担で、(補助執行者)の指定する期日までに、貸付を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、(補助執行者)が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 貸付を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、(補助執行者)は、貸付を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合貸付を許可された者は、(補助執行者)に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 貸付を許可された者は、その責に帰する事由により、貸付を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、貸付を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 貸付許可の取消が行なわれた場合においては、貸付を許可された者は、貸付を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第12条 （補助執行者）は、貸付を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他貸付を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、（補助執行者）の決定するところによるものとする。